

内閣府告示第六百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年八月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県
- 二 構造改革特別区域の名称 秋田IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 秋田県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三三二(一一四四及び一一四六)

内閣府告示第六百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年六月七日内閣府告示第五百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年八月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市、新居浜市及び西条市
- 二 構造改革特別区域の名称 愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 今治市、新居浜市及び西条市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

内閣府告示第六百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年七月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年八月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 ながさき有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市及び西海市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町、長崎県東彼杵郡東彼杵町、長崎県北松浦郡江迎町及び鹿町町並びに長崎県南松浦郡新上五島町の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 有

害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）